

指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護重要事項説明書

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護【4673000032】

寿福園

《経営法人・事業所の名称・所在地及び事業所の設備及びサービス内容等の概要》

1. 事業所経営法人

- | | |
|-----------|-----------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 明和会 |
| (2) 法人所在地 | 鹿児島県日置市伊集院町下神殿1420番地1 |
| (3) 代表者名 | 理事長 桑水流 久子 |
| (4) 電話番号 | 099-273-0522 |
| (5) 設立年月日 | 昭和54年11月15日 |

2. ご利用事業所

- | | |
|------------|--|
| (1) 事業所の種類 | 指定短期入所生活介護事業所・平成12年4月1日指定
指定介護予防短期入所生活介護事業所・平成18年4月1日指定
鹿児島県 4673000032号
※事業所は特別養護老人ホーム寿福園に併設されており、指定短期入所生活介護事業と指定介護予防短期入所生活介護事業は同一の事業所において一体的に運営しています。 |
|------------|--|

- | | |
|------------|---|
| (2) 事業所の目的 | 指定短期入所生活介護事業は、介護保険法令に従い利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持向上を図るとともに、利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的とする。 |
|------------|---|

指定介護予防短期入所生活介護事業は、介護保険法令に従い利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう要支援状態にある高齢者に対し、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持回復を図るとともに、利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

- | | |
|-------------|----------------------|
| (3) 事業所の名称 | 寿福園 |
| (4) 事業所の所在地 | 鹿児島県日置市伊集院町下神殿224番地2 |
| (5) 電話番号 | 099-272-5855 |
| (6) 管理者 | 氏名 桑水流 久子 |

(7) 事業所の運営方針

- ① 指定短期入所生活介護事業及び指定介護予防短期入所生活介護事業は、利用者の心身の状況により、もしくは、その家族の疾病、災害、冠婚葬祭、出張、出産、旅行、及び公的行事への参加等の理由により、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象とする。特に認知症の状態にある要支援者、要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

- ② 指定短期入所生活介護事業所及び指定介護予防短期入所生活介護事業所の介護職員等は、介護サービス及び介護予防サービスの提供に際し、親切丁寧に行うことを旨とし、介護にあたっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うこととする。
- ③ 指定介護予防短期入所生活介護事業は、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービスを行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。
- ④ 指定介護予防短期入所生活介護の実施手順に関する具体的な方針として、サービス提供の開始にあたり利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施機関を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を指定介護予防支援事業者へ報告することとする。
- ⑤ 指定介護予防短期入所生活介護の提供にあたっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等の効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービスの提供に努めるものとする。
- ⑥ 指定介護予防短期生活介護事業は、利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(8) 利用定員 16名

(9) 開設年月日 平成3年7月1日

3. 職員配置状況

当事業所では、利用者に対して指定短期入所生活介護サービス及び指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職 種	配置人員	備 考
(1) 施設長	1名	併設5事業の管理者兼務
(2) 副施設長	1名	
(3) 室長	1名	非常勤
(4) 事務長	1名	非常勤
(5) 生活相談員	1名	社会福祉主事
(6) 管理栄養士	1名	常勤
(7) 介護支援専門員	2名	介護職員兼務
(8) 介護職員		
1) 常勤	23名	(介護福祉士13名) うち2名は介護支援専門員兼務
2) 非常勤	16名	(介護福祉士4名・ヘルパー1級1名 ヘルパー2級4名)
(9) 看護職員		
1) 常勤	3名	(看護師1名・准看護師2名 (うち1名は機能訓練指導員兼務))
2) 非常勤	2名	(看護師1名・准看護師1名)
(10) 機能訓練指導員		
1) 常勤	1名	(看護職員兼務)
(11) 調理員		

1) 常勤 2) 非常勤	4名 3名	(調理師免許4名)
(12) 事務員 1) 常勤	3名	併設6事業所事務兼務
(13) 医師	2名	非常勤
(14) 守衛	2名	非常勤

※ 職員の配置状況については、指定基準を遵守しています。また、利用者の増減等事業量に応じ、職員数を増減します。

4. 居室の概要

当事業所では以下の居室、設備を用意しています。

※ 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の居室は、多床室（4人部屋）の4室を用意しています。

ショート4人部屋	4室	多床室
浴室	3箇所	(大) 2 (小) 1 特殊浴槽設備
理容	1箇所	
デイルーム	1箇所	
食堂兼機能訓練室	2フロア	平行棒 プーリー
静養室	1室	
医務室	1室	

※ 居室の変更希望があった場合は、居室の開き状況により事業所でその可否を決定いたします。利用者の心身の状況により居室を変更することがあります。

※ 居室にはトイレ、洗面所が設置してありますが、一部共同にて設置している所もあります。

5. サービス内容

- | | |
|-------------------------------------|------------|
| (1) 短期入所生活介護計画・介護予防短期入所生活介護計画の立案・実施 | |
| (2) 食事 | (6) 生活相談 |
| (3) 入浴 | (7) 健康管理 |
| (4) 介護 | (8) 理容サービス |
| (5) 機能訓練 | (9) 趣味活動 等 |

6. サービスの利用方法

(1) 短期入所生活介護サービスの利用申込み

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員と相談してください。

- | | | |
|-----|--------------------------|--------------|
| 窓 口 | 1) 寿福園居宅介護支援事業所の場合 | 099-273-1717 |
| | 2) 寿福園短期入所生活介護 (ショートステイ) | 099-272-5855 |

(2) 介護予防短期入所生活介護サービスの利用申し込み

- | | | |
|-----|--------------------|--------------|
| 窓 口 | 1) 日置市地域包括支援センター | 099-273-2111 |
| | 2) 寿福園介護予防短期入所生活介護 | 099-272-5855 |

7. サービス提供の流れ

(1) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

- 事業者は、利用者の心身の状況並びにその置かれている環境を踏まえて、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービス提供の上で留意すべき事項等を記載した短期入所生活介護計画又は介護予防短期入所生活介護計画を作成します。
- 短期入所生活介護計画又は介護予防短期入所生活介護計画の作成にあたっては、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画が作成されている場合には、当該計画の内容に沿って作成します。

- 3) 事業者は、短期入所生活介護計画又は介護予防短期入所生活介護計画を利用者又は家族に交付し、説明を行い、利用者の同意を得ることとします。
- 4) 事業者は、それぞれの利用者について、短期入所生活介護計画又は介護予防短期入所生活介護計画に沿ったサービスの実施状況及び目標の達成状況等の記録を行います。
8. 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の提供場所・内容
- (1) 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の事業の経営は社会福祉法人明和会です。提供場所は、特別養護老人ホーム寿福園内です。経営法人・事業所の名称・所在地及び事業所の設備及びサービスの内容等の概要は、上記の通りです。
- (2) 事業者は、短期入所生活介護計画又は介護予防短期入所生活介護計画に沿って利用者に対し居室、食事、介護サービス、その他介護保険法令の定める必要な援助を提供します。事業者は、短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護の提供にあたり、その内容について利用者に対して説明します。
- (3) 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は、利用者の希望に沿うようにします。
- (4) 事業者は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等の為、必要な体制の整備を行うとともに従業員に対し、研修等実施します。また、サービスの提供中に、当該事業所従業員又は、養護者（利用者の家族等、高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- (5) 事業者は、サービス提供にあたり、利用者又は、他の利用者の生命、身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。
- (6) 利用者が利用できるサービスの種類は、10、11に定めるとおりです。又、その内容について説明します。
9. サービス提供の記録
- (1) 事業者は、短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護サービスの提供に関する記録を作成することとし、これをこのサービス提供終了後5年間保管します。
- (2) 利用者は、9時から17時の間に事務室にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
10. 介護保険給付対象サービス
- (1) 事業者は、介護保険給付サービスとして、事業所において、利用者に対して、入浴、食事等の介護、相談等の精神的ケア、日常生活の世話、機能訓練、健康管理を提供するものとします。
- (2) 前項の費用の額は、12に記載したとおりとします。
11. 介護保険給付対象外のサービス
- (1) 事業者は、利用者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。
- ① 食事の提供
 - ② 居住の提供
 - ③ 特別な食事の提供
 - ④ 利用者に対する理美容
 - ⑤ 事業者が別に定める教養娯楽設備の提供あるいは、レクリエーション行事
 - ⑥ 事業者が提供する以外の物品あるいは食品
- (2) 前項のサービス費用負担が必要なものについては、その利用料金は利用者等が負担するものとします。

(3) 第1項の費用の額は、12に記載したとおりとします。

(4) 事業者は、第1項に定める各種のサービスの提供について必要に応じて利用者の家族に対してもわかりやすく説明するものとします。

12. サービス利用料金の支払い

(1) 事業者は、利用者が支払うべき介護給付サービスに要した費用について、利用者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下介護給付額という。）の限度において、利用者に代わって市町村から支払いを受けます。

(2) 利用者は、要支援、要介護度に応じて10に定めるサービスを受け、所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担額：通常は、サービス利用料金の1割又は2割、3割に滞在費・食費を加えた額）を事業者に支払うものとします。

ただし、利用者がまだ要支援、要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。（要支援、要介護認定後、自己負担を除く金額が介護保険から払い戻されます《償還払い》。）

(3) 11に定めるサービスについては、利用者は、下記に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。

(4) 事業者は、サービス提供期間の利用料金の合計額を請求書に明細書を付して利用者に通知します。

(5) 利用者は、サービス提供期間の利用料金の合計額を翌月末日までに事業者が指定する方法で支払うものとします。

1) 事業所窓口での現金支払い

2) 送迎時自宅での現金支払い

3) 金融機関指定口座からの自動引き落とし

（ご利用月の翌月25日（土・日・祝日の場合は翌平日）に自動引き落としされます。引き落としできなかった時は次回引き落としに合算して引き落とされます。引き落とし日の概ね1週間前に請求書を発行（発送）しますので、指定の口座に入金をお願いします。領収書は引き落としの翌月請求書とあわせて発行します。振替口座は鹿児島銀行を中心としたK-NE Tシステムを利用しますので、預金口座振替依頼書にご記入、押印の上、提出してください。口座引き落とし手数料は当事業所にて負担します。）

(6) 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。

13. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

<提供するサービスについて>

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合

(2) 利用料金の全額を利用者に負担いただく場合

(1) 当事業所が提供する基準介護サービス

以下のサービスについては、滞在費（居住費）、食費を除き通常9割又は8割、7割が介護保険から給付されます。

《サービスの概要》

① 居住の提供

1) 多床室を4部屋用意しています。

② 食 事

- 1) 当施設では、管理栄養士による献立表により、利用者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- 2) 利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
食事場所については、利用者の希望や体調に合わせて居室やフロア等での食事提供も行います。

【食事時間】

朝食； 7：45～ 昼食； 11：45～ 夕食； 17：00～

③ 入 浴

- 1) 入浴・シャワー浴又は清拭を週2回以上行います。
- 2) 寝たきりでも特殊浴槽を使用して入浴する事ができます。

④ 介 護

- 1) 短期入所生活介護計画又は介護予防短期入所生活介護計画に沿って下記の介護を行います。
着替え・排泄・食事の介護・おむつ交換・体位交換・シーツ交換・施設内の移動の付添い等

⑤ 機能訓練

- 1) 利用者の心身の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥ 健康管理

- 1) 医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑦ 自立への支援

- 1) 寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- 2) 毎日、起床時、就寝時に更衣を行い、生活のリズムを考え、清潔で快適な生活が送れるよう、援助を行います。

(2) 介護給付費サービスによる料金

① 介護給付によるサービス (10 参照)

② その他介護給付加算

[送迎加算]：送迎費 片道 184円 (日置市伊集院・東市来区域及び旧郡山町、旧松元町)

- | | | |
|--------------------|--------------|------------------|
| ③ サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) | 1日あたり | 22円 |
| ④ サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) | 1日あたり | 18円 |
| ⑤ サービス提供体制強化加算 (Ⅲ) | 1日あたり | 6円 |
| ⑥ 夜勤職員配置加算 (Ⅰ) | 1日あたり | 13円 |
| ⑦ 夜勤職員配置加算 (Ⅲ) | 1日あたり | 15円 |
| ⑧ 認知症専門ケア加算 (Ⅰ) | 1日あたり | 3単位 |
| ⑨ 認知症専門ケア加算 (Ⅱ) | 1日あたり | 4単位 |
| ⑩ 生活機能向上連携加算 (Ⅰ) | 1月あたり | 100単位 (3月に1回を限度) |
| ⑪ 生活機能向上連携加算 (Ⅱ) | 1月あたり | 200単位 |
| ⑫ 看取り連携体制加算 | 64単位 (7日を限度) | |
| ⑬ 口腔連携強化加算 | 1月にあたり | 50単位 |
| ⑭ 通院等乗降介助 (片道) | | 99単位 |
| ⑮ 介護職員処遇改善加算 | | |

別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の処遇改善（賃金の改善等）を実施しているものとして県知事に届け出た指定（介護予防）短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定（介護予防）短期入所生活介護サービスを行った場合に、当該基準の区分に従い、加算します。

⑭ 1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（介護予防）短期入所生活介護費に各種加算減算を加えた1月あたりの総単位数の14.0%に相当する単位数

⑮ 緊急短期入所受入加算 1日あたり 90円

☆ 下記の料金表によって、ご利用者の介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と居室と食事に係る自己負担額の合計額をお支払い下さい。

☆ 滞在費・食費の負担額は、世帯全員（同一の世帯に属しない配偶者や子人の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者も含む）が、市町村民税非課税の方（市町村民税非課税者）や生活保護を受けておられる場合には、滞在費・食費の負担が軽減されます。但し、市町村民税非課税の方で一定以上の預貯金等の資産をお持ちの方は対象外となります。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて利用者の負担額を変更します。

※ 上記③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰は、当事業所の体制に合わせていずれか加算。

料 金 表

（負担割合1割の場合）

A 《短期入所》 B 《介護予防短期入所》 【サービス利用料金（1日あたり）】

A 《短期入所》	多床室	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. 入居者のサービス利用料金		6,030円	6,720円	7,450円	8,150円	8,840円
2. うち介護保険から給付される額		5,427円	6,048円	6,705円	7,335円	7,956円
3. サービス利用に係る自己負担額		603円	672円	745円	815円	884円
B 《介護予防短期入所》	多床室	要支援1		要支援2		
1. 入居者のサービス利用料金		4,510円		5,610円		
2. うち介護保険から給付される額		4,059円		5,049円		
3. サービス利用に係る自己負担額		451円		561円		
4. サービス提供体制強化加算		18円				
(Ⅱ) (自己負担額)						
サービス提供体制強化加算		22円				
(Ⅰ) (自己負担額)						
5. 夜勤職員配置加算(Ⅰ)		13円				
(介護予防は除く) (自己負担額)						

※当事業所の体制に合わせていずれか1つを加算。

夜勤職員配置加算 (Ⅲ) (介護予防は除く) (自己負担額)	15 円	※当事業所の体制に合わせ いずれか1つを加算。
6. 食事に係る負担額		
・被保険1段階	300 円	
・被保険2段階	600 円	
・被保険3段階 (1)	1,000 円	
・被保険3段階 (2)	1,300 円	
・被保険4段階	1,445 円	
7. 居住に係る自己負担額		
・被保険1段階	0 円	
・被保険2段階	430 円	
・被保険3段階	430 円	
・被保険4段階以上	915 円	
自己負担額合計 (3 + 4 + 5 + 6 + 7)	円/日	

(負担割合 2 割の場合)

A 《短期入所》 B 《介護予防短期入所》

【サービス利用料金 (1 日あたり)】

A 《短期入所》 多床室	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1. 入居者のサービス利用料金	6,030 円	6,720 円	7,450 円	8,150 円	8,840 円
2. うち介護保険から給付される額	4,824 円	5,376 円	5,960 円	6,520 円	7,072 円
3. サービス利用に係る自己負担額	1,206 円	1,344 円	1,490 円	1,630 円	1,768 円
B 《介護予防短期入所》 多床室	要支援 1		要支援 2		
1. 入居者のサービス利用料金	4,510 円		5,610 円		
2. うち介護保険から給付される額	3,608 円		4,488 円		
3. サービス利用に係る自己負担額	902 円		1,122 円		
4. サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) (自己負担額)			36 円		
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) (自己負担額)			44 円	※当事業所の体制に合わせ いずれか1つを加算。	
5. 夜勤職員配置加算 (Ⅰ) (介護予防は除く) (自己負担額)			26 円		
夜勤職員配置加算 (Ⅲ) (介護予防は除く) (自己負担額)			30 円	※当事業所の体制に合わせ いずれか1つを加算。	
6. 食事に係る負担額					
・被保険1段階			300 円		
・被保険2段階			600 円		
・被保険3段階 (1)			1,000 円		
・被保険3段階 (2)			1,300 円		
・被保険4段階			1,445 円		
7. 居住に係る自己負担額					
・被保険1段階			0 円		
・被保険2段階			430 円		
・被保険3段階			430 円		
・被保険4段階以上			915 円		
自己負担額合計 (3 + 4 + 5 + 6 + 7)			円/日		

(負担割合 3割の場合)

A 《短期入所》 B 《介護予防短期入所》 【サービス利用料金 (1日あたり)】

A 《短期入所》 多床室	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1. 入居者のサービス利用料金	6,030 円	6,720 円	7,450 円	8,150 円	8,840 円
2. うち介護保険から給付される額	4,221 円	4,704 円	5,215 円	5,705 円	6,188 円
3. サービス利用に係る自己負担額	1,809 円	2,016 円	2,235 円	2,445 円	2,652 円
B 《介護予防短期入所》 多床室	要支援 1		要支援 2		
1. 入居者のサービス利用料金	4,460 円		5,550 円		
2. うち介護保険から給付される額	3,122 円		3,885 円		
3. サービス利用に係る自己負担額	1,338 円		1,665 円		
4. サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) (自己負担額)			54 円		
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) (自己負担額)			66 円	※当事業所の体制に合わせ いずれか1つを加算。	
5. 夜勤職員配置加算 (Ⅰ) (介護予防は除く) (自己負担額)			39 円		
夜勤職員配置加算 (Ⅲ) (介護予防は除く) (自己負担額)			45 円	※当事業所の体制に合わせ いずれか1つを加算。	
6. 食事に係る負担額					
・被保険 1 段階	300 円				
・被保険 2 段階	600 円				
・被保険 3 段階 (1)	1,000 円				
・被保険 3 段階 (2)	1,300 円				
・被保険 4 段階	1,445 円				
7. 居住に係る自己負担額					
・被保険 1 段階	0 円				
・被保険 2 段階	430 円				
・被保険 3 段階	430 円				
・被保険 4 段階以上	915 円				
自己負担額合計 (3 + 4 + 5 + 6 + 7)	円/日				

(3) 介護保険の給付対象とならないサービス (11 参照)

以下のサービスは、利用料金の金額がご利用者の負担となります。

1) 食事の提供に要する費用《食材料費及び調理費》

食 費 (1日3食 1,445 円)

【 朝食 (360 円) 昼食 (500 円) 夕食 (585 円) 】

利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。

実費相当額の範囲内で負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている利用者につきましては、その認定証に記載された食費の金額 (1日あたり) の負担となります。

食事に係る負担額	1日あたり
・被保険 1 段階	300 円
・被保険 2 段階	600 円
・被保険 3 段階 (1)	1,000 円
・被保険 3 段階 (2)	1,300 円
・被保険 4 段階以上	1,445 円

2) 居住に要する費用《光熱水費》

滞在費〔居住費〕 1日あたり 915円

当施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、光熱水費相当額及び室料をご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている利用者につきましては、その認定証に記載された滞在費の金額（1日あたり）のご負担となります。

居住に係る自己負担額	1日あたり
・被保険1段階	0円
・被保険2段階	430円
・被保険3段階	430円
・被保険4段階以上	915円

3) その他

① 送迎に関する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く）

通常の実施地域以外の地域は、境界地点から1キロメートルにつき37円

② 特別な食事（酒を含みます。）

・利用料金：要した費用の実費

③ 理髪・美容

第2・4の月曜日、理容師の出張による理美容サービス（調髪のみ、丸刈り）を利用いただけます。

・[調髪のみ、丸刈り]は、1,000円

④ 前記の他、教養娯楽費関係の材料代及び個人的な嗜好品、物品等日常生活に要する費用で利用者に負担いただくことが妥当であるものについては、実費相当額をご負担いただけます。

前記 1) 2) 3) の料金費用はサービス利用終了時にご利用期間分の合計額をお支払い下さい

14. 通常の実送迎の実施地域

通常の実送迎の実施地域は、日置市伊集院・東市来の区域及び旧郡山町、旧松元町の区域とする。

15. 利用料金の変更

(1) 利用者の要支援、要介護状態の区分に変更があった場合は、変更された介護区分の額とします。

(2) 利用者の経済的事項の変化により負担額認定等に変更があった場合は、介護保険法令等関係諸法令の趣旨にしたがい、利用料金を変更するものとします。

(3) 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、当該介護保険給付対象外サービス利用料金を相当な額に変更することができます。

(4) 介護保険法令等関係諸法令の改正があった場合は、その内容に応じた額に変更するものとします。

(5) 前3項、4項の変更があった場合は、利用者に事前に通知するものとします。

(6) 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には、利用を中止することができます。

16. 利用の中止

(1) 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、ただちにこの利用を中止することができます。

- ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ② 事業者が守秘義務に反した場合
- ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為をした場合

(2) 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、ただちにこの利用を中止することができます。

- ① 利用者又はその家族が事業者やサービス従事者に対して又は他の利用者に対して、サービスの利用を継続し難いほどの背信行為を行った場合

(3) 次の事由に該当した場合は、利用を中止する場合があります。

- ① 利用者が中途退所を希望した場合
- ② 入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ③ 利用期間中、体調の急変により医療的対応等が優先される場合等

※利用途中に中止して退所する場合、退所日までの日数を基に利用料金を計算いたします。

17. 看護職員と介護職員の連携による医療的ケアについて

喀痰吸引、経管栄養等（以下、「医療的ケア」という。）が必要になっても引き続き施設で生活が続けられ、また、医療的ケアが必要な方にも安心してご利用していただけるよう、本来、医師・看護師等の医療職のみが行うことのできる医行為の一部を当園においては必要時に、医師・看護職員との連携の下で介護職員も行います。

実施にあたっては「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて」（平成22年4月1日医政発0401第17号）又は、「平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業の実施について」（平成23年10月6日老発1006号第1号）の条件を満たし、利用者・職員ともに安心できる体制づくりに事業所全体で取り組みます。なお、当事業所において医療的ケアのみ推奨するわけではなく、予防的な対応や改善にも積極的に取り組みます。また、実際に医療的ケアが必要になった段階で、改めて当事業所の実施体制を説明し、介護職員が医療的ケアを行うことについて書面により、本人・家族の同意を得たうえで行います。

(1) 対象となる医療的ケアの範囲

介護職員が行う医療的ケアの範囲は以下のとおりです。

- ① 「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて」（平成22年4月1日医政発0401第17号）の条件を満たす介護職員
 - ・ 口腔内の喀痰吸引（咽頭の手前まで）
 - ・ 胃ろうによる経管栄養（栄養チューブ等の接続、注入開始を除く）
- ② 「平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業の実施について」（平成23年10月6日老発1006号第1号）の条件を満たす介護職員
 - ・ 口腔内の喀痰吸引
 - ・ 鼻腔内の喀痰吸引
 - ・ 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
 - ・ 経鼻経管栄養

18. 連絡義務

事業者は、短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を提供中、利用者に、事故及び健康状態に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに市町村、利用者の家族、主治医、協力医療機関、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所等に連絡する等の処置を講ずるものとする。事故の場合には、事故マニュアルに従い市町村（保険者）へも文書で報告するものとする。

(1) 事故及び緊急時の対応方法

利用者に事故や病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所及び主治医或いは協力医療機関等に連絡いたします。

① 緊急連絡先

かかり付けの 医療機関名	電話番号
-----------------	------

② 家族及び代理人

1	家族氏名	
	住所	
	電話番号	
	続柄	
2	家族氏名	
	住所	
	電話番号	
	続柄	

③ 医療を必要とする場合は、利用者の希望により、下記協力医療機関において診療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療、治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療を義務づけるものでもありません。）

【協力医療機関】

医療機関の名称	医療法人向陽会 伊集院病院	康生クリニック
所在地	日置市伊集院町徳重 1 5 6	日置市伊集院町徳重 3 - 1 - 3
診療科	精神科・神経科	内科・呼吸器科・消化器科
医療機関の名称	林田歯科医院	デンタルクリニックさわやか
所在地	日置市伊集院町郡 1 丁目 81	鹿児島市武二丁目 1 2 - 1 3
診療科	歯科	歯科

19. 連携

- 1 事業者は、短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護の提供にあたり、介護支援専門員・介護予防支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

- 2 事業者は、このサービスの利用が変更又は終了した場合その内容について速やかに介護支援専門員・介護予防支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者に連絡します。

20. 相談・苦情対応

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護に関する利用者の要望、苦情等に対し迅速に対応します。

(1) サービス内容に関する相談・苦情

当施設利用者相談・苦情担当

担当 生活相談員 田淵 仁 電話 099-272-5855

鹿児島県高齢者生き生き推進課	所在地 電話番号 受付時間	鹿児島市鴨池新町10番1号 099-286-2696 9:00~17:00 月~金曜日
国民健康保険団体連合会	所在地 電話番号 受付時間	鹿児島市鴨池新町7番4号 099-206-1024 9:00~17:00 月~金曜日
日置市 介護保険課	所在地 電話番号 受付時間	日置市伊集院町郡一丁目100番地 099-272-0505 9:00~17:00 月~金曜日
鹿児島市 介護保険課	所在地 電話番号 受付時間	鹿児島市山下町11番1号 099-224-1111 9:00~17:00 月~金曜日

21. 非常災害対策

- 1 事業所の非常災害対策については、寿福園防災規定の定めに従い、非常災害に対する具体的な計画を作成するとともに、定期的に避難、その他必要な訓練を行います。
- 2 非常災害対策については、特養寿福園の災害、風水害、地震等の災害に対処するための消防計画の中で一体的に対応します。

22. 虐待防止について

- 1 サービス利用中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。また利用者の虐待の防止及び権利擁護等のため、次の措置を講じます。
 - (1) 虐待防止のための指針の整備
 - (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置などを活用して行うことができるものとする）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
 - (3) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (4) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (5) その他虐待防止のために必要な措置
 - (6) 虐待防止に関する担当者を選定

23. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者及び家族に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時及び態様、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項についての記録を行います。

- (1) 切迫性・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。

- (2) 非代替性・・身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りです。
- (3) 一時性・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

また事業者として、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

24. 衛生管理などについて

事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行います。また、当事業所の設備及び備品について、衛生的な管理を行うとともに感染症の発生またはまん延しないように、次に掲げる措置に努めます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他情報通信機器を活用して行う事ができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 事業者における感染症の予防及びまん延のための指針の整備
- (3) 事業所において、従業者に対し感染症の予防及びまん延の予防のための研修及び訓練を定期的実施します。

25. 業務継続計画の策定などについて

事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する短期生活介護（予防）の提供を継続的に実施するための及び非常災害の体制で早期に事業再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- (1) 事業者は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (2) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

26. 職場におけるハラスメントの防止について

事業者は、適切な短期生活介護（予防）の提供を確保する観点から、職場における性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護職員などの就業環境が害されることを防止するための方針の明確化の必要な措置を講じるものとします。

27. 施設利用の留意事項

当事業所のご利用にあたって、施設・事業所を利用されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項を守るものとします。

- (1) 持込みの制限
利用にあたり、持込みを制限することがあります。
- (2) 面 会
面会時間 8：30～19：00
 - ・ 上記時間以外の面会を希望される場合は、あらかじめご連絡下さい。
 - ・ 面会者は、必ずその都度面会簿（所定の用紙）にご記入ください。
 - ・ 飲食物を持ち込まれる場合はその都度職員に届け出て下さい。
- (3) 食 事
 - ・ 食事が不要な場合は、お申し出て下さい。

- (4) 禁止行為及び施設・設備の使用上の注意義務
- ・ 事業所の規則を遵守し、業務運営に支障をきたすような行為をしないで下さい。
 - ・ 管理者及び職員の指示に従うようにして下さい。
 - ・ 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
 - ・ 当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
 - ・ 室内でみだりに飲酒をしないで下さい。
 - ・ みだりに大声を発したり、他の利用者と喧嘩口論をし、他人に迷惑を及ぼし粗暴に至る行為をしないで下さい。
 - ・ ホームの施設・設備について利用者又は関係者が故意又は重大な過失により、滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により現状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。

(5) 喫煙

- ・ 事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。火災予防のため、喫煙については、職員に申し出て下さい。

28. 守秘義務

- (1) 事業者及び事業者の使用する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。
- (2) 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議や居宅介護（介護予防）支援事業所等に対し個人情報を用いません。
ただし、介護保険法に基づく守秘義務に関し、サービス担当者会議や（介護予防）居宅介護支援事業所等に対し、個人情報を用いる場合がございますので前もってご了承をお願いします。

29. 損害賠償

事業者は、サービスの提供にともない、事業者の責めにより利用者に生命、身体、財産に損害を及ぼした場合には、事業者は利用者に対してその損害を賠償いたします。ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められ時に限り、事業者の損害賠償責任を減じることができるものとします。

30. 損害賠償がなされない場合

事業者は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は、損害賠償を負いません。

- (1) 利用者が重要事項説明書了承時及びサービスの実施にあたり、心身の状況及び重要事項や必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず又は、不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
- (2) 利用者の急激な体調の変化等、事業者に実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合。
- (3) 利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合。

31. その他の事項

- (1) 利用者及び事業者は、重要事項説明書に基づき、信義誠意をもって履行するものとします。
- (2) この重要事項に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議の上、定めます。
- (3) この重要事項に変更がなく利用者及び事業者から申し出がない場合、利用内容については継続されるものとします。

個人情報保護の利用目的

社会福祉法人 明 和 会 寿福園では、個人情報保護法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法（マイナンバー））及び利用者の権利と尊厳を守り安全管理に配慮し、ここに利用者の個人情報の「利用目的」を公表します。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

1. 施設及び各事業所内部での利用目的
 - 1) 当施設及び事業所が利用者等に提供する介護サービス
 - 2) 介護保険事務
 - 3) 介護サービス利用にかかる当施設及び各事業所の管理運営業務のうち次のもの
 - ・会計、経理
 - ・事業のサービス利用開始、終了等の管理
 - ・入退所等のサービス利用開始、終了等の管理
 - ・介護事故、緊急時等の報告
 - ・当該利用者の介護・医療サービスの向上
2. 他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的
 - 1) 当施設及び事業者が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ・利用者に施設・居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業者等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ・その他の業務委託
 - ・利用者の診療等に当たり、外部の医師の意見及び助言を求める場合
 - ・受診・入院時の医療機関等への情報の提供
 - ・家族等への心身の状況説明
 - 2) 介護保険事務のうち
 - ・保険事務の委託（一部委託を含む）
 - ・審査支払い機関へのレセプトの提出
 - ・保険者又は審査支払い機関からの照会への回答
 - 3) 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
 - 4) 利用料金改修の業務委託及び利用料金の口座振替に係る金融機関への届出・照会等

【上記以外の利用目的】

1. 当施設・各事業所内部での利用に係る利用目的
 - 1) 当施設・事業所の管理運営業務のうち次のもの
 - ・介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
 - ・施設・事業所等において行われる学生等の実習への協力
 - ・施設・事業所等において行われる事例研究等
 - ・施設・事業所等における行事等の写真の施設及び事業所内・広報誌等への掲示
 - ・施設内での居室やベッドへの氏名の掲示
2. 他の事業者等への情報提供にかかわる利用目的
 - 1) 当施設・各事業所の管理運営業務のうち
 - ・外部監査機関、評価機関等への情報の提供
 - ・警察、司法当局等の機関から個人情報の開示を求められた場合
 - ・法的な手段で開示の要求があった場合

なお、あらかじめ利用者本人の同意を得ないで、利用目的の必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことは致しません。

令和 年 月 日

重要事項確認書

短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護のサービス提供開始にあたり、ご利用者に対して本書面に基づいて「重要事項」及び「個人情報保護の利用目的」を説明し交付いたしました。

事業者

所在地 日置市伊集院町下神殿 1 4 2 0 - 1
名 称 社会福祉法人 明和会
理事長 桑水流 久子 印

説明者 所 属 特別養護老人ホーム 寿福園
氏 名 印

私及び家族は、本書面により、上記内容の説明を受け、サービスの提供開始に同意いたします。また、私及び私の家族と貴事業所との介護保険に基づく守秘義務に関し、各サービス事業者とのサービス担当者会議や協議及び情報開示等において、サービス提供に必要とされる私と私の家族の個人情報を当事業所の利用目的に基づいて用いることについても同意いたします。

利用者 住 所
氏 名 印

利用者自身が判断を下せない状況になった場合は、私が身元引受人として判断、対応いたします。

【利用者との関係（○印）】

- ・ 家族、親族（続柄： ）
- ・ 成年後見人
- ・ 代理人

住 所
氏 名 印